

岸田税務会計事務所

事務所ニュース No 114
18年3月号



当事務所の経営理念は『中小企業に元気を与え、社長が社員に夢を語るようになって頂く』ことです。その為当事務所は町医者的な対応を心がけています。

〒123-0843

東京都足立区西新井栄町1-14-10

Tel: 03-3886-1201

Fax: 03-3886-1208

HP: <http://www.tcnf.com/kishida>

税制改正

今年度の税制改正は増税、減税様々入り乱れておりますが、多くの中小企業を直撃するのが、『オーナー社長に対する、給与所得控除額を認めない』という税制改正です。先日、この件に関しては詳しくお知らせしましたので、今回は詳しい内容は割愛させていただきますが、これを回避する手段として、

1. 発行済株式総数の10%以上を他人に持たせる
又は

2. 常勤役員の過半数を他人にする

という方法があります。この改正、既に閣議決定をされていますから、施行はほぼ確実です。適用は18年4月1日以後開始する事業年度からですから、各企業は早急な対策が必要となります。株主構成を変えたくない(変えられない)、役員構成も変えたくない(変えられない)場合には増税になる可能性がありますのでご注意ください。

税務署の対応について

先日驚くべき事がありました。新しく会社を作った方が、事業所開設届け等を提出するために税務署まで行き、税務署員の説明を受けて書類の提出を終えてきました。ところが、肝心の『青色申告の届出』がされていないのです。実は、この方が新規で当事務所に相談に来られた時は既に、『青色申告の届出』が出来る期間を過ぎていました。納税者が税務署まで足を運びながらもその届出がなされていない事を税務署に問い合わせたところ、『こちらでは、事業所開設届け等の書類一式をお渡ししていますので、その中から納税者の意思で選択すべき』との回答です。「青色申告」の説明もしてくれないのかと聞いたところ、『納税者から質問されれば答えますが、特に聞かれない場合には、こちらからは敢えて説明はしません』との驚くべき答えが返ってきました。まさにお役所仕事!! 税務署は、納税者に対して適正な帳簿の作成を謳っているにも関わらず、適正な帳簿処理を前提に、納税者にも種々の特典がある「青色申告」の説明すらしないというのは、お粗末極まりないことです。税金はきちんと正しく納めなければなりません、無駄な税金は一切納める必要はありません。賢い納税者になる為に、ある程度は経営者自身も勉強をしなければならないということなのでしょう。もちろん我々税理士も、知り得る情報の説明責任というものを負っている事は言うまでもありません。

会社法が施行されると・・・

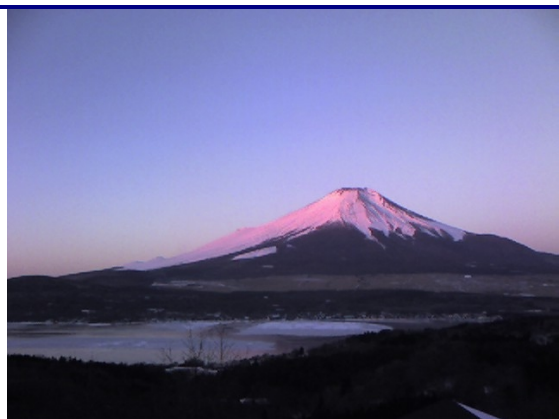
18年5月1日に新会社法が施行されます。1円で会社が作れる、有限会社が作れなくなる等は良くご存知かと思いますが、株式会社への大きな影響として『決算公告』があります。今現在も商法には規定されていますが、実施していない中小企業が殆どです。しかし新会社法施行後は実施しなければ100万円以下の罰金が課せられます。費用をかけずにHPへ掲載する方法もありますが、官報(6万円必要)への要旨(簡便)公告と違い、決算数値の全てを詳しく表示しなければならないので、どちらにするか検討する必要があります。

関与先ご紹介

『ぜったい行ってはいけない有名店・行かなきゃいけない無名店』と言う本をご存知でしょうか。2005年9月発行の本で、当事務所の顧問先である『酔い虎』という『ふぐ料理店』が、最終章の「いかなきゃいけない無名店」に出ていることを最近知りました。見開き2頁の記事で超辛口の著者をして「ヨソでふぐを食べる気がしなくなる」と言わせています。昨年12月、同業者との忘年会でここを利用させてもらいましたが、皆には非常に喜んでもらい、ふぐシーズン(10月~3月頃)中にもう一度利用したいと計画中のところですが、この店はかつて、藤山寛美さんが浅草公会堂の公演のときは必ず立ち寄ったというお店です。大通りから一本入った隠れた名店です。

料理にはアラカルトもありますが、お勧めはやはりコース料理。煮凍り・刺し・ちり・唐揚げ・雑炊の「とらふぐコースは7,500円」私のお勧めは何と言っても鱧酒。日本酒は苦手な私ですがつつい何杯も飲んでしまいました。二日酔いは全くありませんでした。是非一度お試し下さい。

酔い虎 台東区浅草1-4-10 Tel: 03-3841-1576



異業種交流会の会長の別荘からの写した写真です
先日、この異業種交流会の活動の一つとして会長の別荘へ行きました。非常に素晴らしい場所で正に別天地。元々富士山が大好きな私ですから別荘の窓からこのように富士山が見られるという、まるで夢のような時を存分に楽しませてもらいました。今回はこちらで、この会のパンフレット作成をするのも目的の一つでした。人数が多かった(大人7名+子供3名)事もあり意外と早く作業が進み2時間程で終了しました。

普段仕事に追われている私ですので、今年の夏と今回、うちの子供も参加させて頂きました。この異業種交流会は足立区で認可されている異業種交流会であり、その歴史も大変古いものです。同業種との付き合いも大切ですが、こういった異業種との交流も有意義です。まだまだ私自身『社長の仕事』が出来ていない状態ですが、こういった会には積極的に参加し、多くの方達の話をお聞きしていこうと思っています。

映画のご案内

18年6月から3週間『不撓不屈』という映画が上映されます。この物語は、(株)TKCの創設者『飯塚毅氏(16年12月死去)』が国税局と戦った話がメインに書かれた物語です。原作本は既に前からあり、読まれた方もいらっしゃるかもしれませんが、私が目指す適正な納税の根本にはこの『飯塚毅氏』の教えがあります。残念ながら私は飯塚氏に直接お会いした事はありませんが、この教えは綿々と我々TKC全国会会員に受け継がれています。税務だけの話ではなく人間愛も描かれたこの映画を是非皆様に見て頂きたいと思っています。ご希望の方には格安で映画券をお分けいたしますのでご連絡下さい。

不撓不屈HP <http://www.root-pictures.com/futofukutu/>

まずはご連絡下さい

何かに悩んでいたらまずご連絡下さい。風邪は万病の元と言いますが、経営も同様です。早めの手当てが重要です。大病にならないうちに早めの処置をしましょう。町医者的な対応であなたの資産をお守りします。ご連絡お待ちしております。 *kishida*